

2) 不妊の検査・治療の支援

最新情報は
こちらを
ご覧下さい



三原市不妊検査・一般不妊治療費補助事業

対象者	夫婦が共に不妊検査を開始した場合で、次のいずれにも該当する夫婦 ①検査・治療開始時に婚姻している夫婦で、申請日に三原市に住所を有すること（事実婚を含む） ②市税等を滞納していないこと ③検査開始時点の妻の年齢が35歳未満の場合は、広島県不妊検査・一般不妊治療費助成の決定を受けていること
対象となる費用	不妊検査・一般不妊治療（タイミング療法、薬物療法、手術療法、人工授精など）で、不妊症の診断・治療のため医師が認めるものに係る費用。
補助額	補助対象費用にかかった自己負担額の1/2（上限5万円）※1,000円未満切り捨て
補助回数	1組の夫婦について1回限りだが、妊娠を経て再度始めた治療は補助対象とする

■問い合わせ先 ■ こども安心課 ☎0848-67-6061

健康サポート

ファミワンプラス



LINEで女性の健康相談、男性の不妊、更年期相談、育児相談ができます！

ご相談内容を専門家チームが分析しあなたとパートナーに最適なアドバイスをお届けします。

月額通常3,980円のプレミアムプランを、「三原市民は」無料でご利用いただけます。（相談回数制限無し）

自由相談をご利用いただくにはこちらのクーポンコードが必要になります

mhr三原市000

「000」にはお住まいの町名が入ります

▶友だち募集中

LINEの「友だち追加」

はこちら ▶▶▶

LINE ID: @famione



三原市特定不妊治療費補助事業

対象者	①広島県の実施する不妊治療支援事業において、不妊治療費の助成を受けていること ②補助を受けようとする特定不妊治療の治療開始時から申請時までの全期間において、三原市内に住所を有すること（単身赴任等により夫婦のいずれか一方のみが市内に住所を有する場合も可） ③市税等を滞納していないこと
対象となる費用	指定医療機関で受けた特定不妊治療（体外受精・顕微授精）に併せて行われる先進医療又は先進医療会議において審議が行われている技術に要する費用の一部（入院費や食事代など治療に直接関係のない費用は除く） 【男性不妊治療加算】 精子を精巣または精巣上体から採取するための手術に併せて行われる先進医療又は先進医療会議において審議が行われている技術に要する費用の一部。 ※広島県の事業と同様
補助額	広島県の助成額を控除した額（上限5万円）※1,000円未満切り捨て 【男性不妊治療加算】 精子を精巣または精巣上体から採取するための手術に併せて行われる先進医療又は先進医療会議において審議が行われる技術に要する費用の一部。 広島県の助成額を控除した額（上限5万円）※1,000円未満切り捨て ※広島県の事業と同様
補助回数	妻の治療開始時の年齢が39歳未満の場合、43歳になるまで通算6回（一子ごと） 妻の治療開始時の年齢が40歳以上の場合、43歳になるまで通算3回（一子ごと） ※広島県の事業と同様

■問い合わせ先 ■ こども安心課 ☎0848-67-6061

不妊治療費補助事業

対象者	不妊症と診断された者で治療初診日に妻の年齢が43歳未満の法律上婚姻している夫婦夫婦の所得の合計が730万未満
補助額	夫婦1組あたり年度に1回30万円まで※1,000円未満切り捨て
補助回数	年度に1回

■問い合わせ先 ■ こども安心課 ☎0848-67-6061

女性の健康LINEサポート事業

女性特有の悩みについてLINEで個別相談ができます。妊活や生理不順、不妊、更年期症状などについて専門職が適切なアドバイスをお届けします。利用料は無料です。

■問い合わせ先 ■ こども安心課 ☎0848-67-6061

広島県不妊検査費等助成事業

夫婦そろって不妊検査を受けた場合に、検査・治療費の一部を助成しています。詳しくは、広島県子供未来応援課（☎082-513-3171）または、広島県東部保健所保健課（☎0848-25-4641）にお問い合わせください。

広島県特定不妊治療支援事業

体外授精や顕微鏡授精等の特定不妊治療及び、男性不妊治療のうち、保険適用外となる検査・治療に要した費用の一部を助成します。詳しくは、広島県子供未来応援課（☎082-513-3171）または、広島県東部保健所保健課（☎0848-25-4641）にお問い合わせください。

広島県不妊専門相談センターでの相談

不妊や不育に関する専門的な相談や心の悩みなどについて、専門の相談員（助産師）が相談にお答えします。（☎082-870-5445）相談時間等、詳しくは広島県不妊専門相談センターのホームページをご確認ください。

広島県不妊専門相談センター



広島県妊活応援サイト



三原市の補助制度フローチャート

～該当するか確認してみましょう～

2年以内に夫婦が共に不妊検査をしましたか？

※夫婦のどちらかの検査開始日から概ね3ヶ月以内にもう一方の検査が開始した場合となります

はい

いいえ

治療の内容は、一般不妊治療※ですか？

※体外受精や顕微授精を除く治療をいいます。

はい

いいえ

対象外です

検査開始時に婚姻している夫婦（事実上の婚姻を含む）で、申請日に三原市に住所がありますか？

はい

いいえ

対象外です

市税等の滞納はありますか？

※夫婦に滞納がない場合となります

いいえ

はい

対象外です

三原市不妊検査・一般不妊治療費補助金を受けることができます

●検査開始時点の妻の年齢が35歳未満の方

★広島県の助成事業と三原市の補助事業の両方を受けることができます
⇒広島県不妊検査・一般不妊治療費助成の申請を経て、助成決定を受けた後（決定通知書の交付日）の翌日から1か月以内に三原市こども安心課へ申請してください。

●検査開始時点の妻の年齢が35歳以上の方

⇒申請時期に該当した日の翌日から2か月以内に三原市こども安心課へ申請してください。

※詳しくは補助制度の概要をご確認ください▶